

主な検討事項 （国家資格取得者への在留資格等）

①国家資格取得者への在留資格等

②その他(諸外国の看護師資格取得者について)

論点と考え方(1/2)

【前提】

- 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)において、「我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。」とされている。
- 先般、法務省の出入国管理政策懇談会が取りまとめた報告書には、「介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等に就職して介護福祉士としての業務を行えるよう、在留資格の整備を進めるべきである。」とされたところ。

【論点】

- 今般の在留資格の拡充の対象となる者の範囲について、どう考えるか。
 - ・ 介護福祉士については、様々な資格取得のルートが用意されているが、今般の見直しにおいては、「日本再興戦略」において、「外国人留学生」が、「日本の高等教育機関を卒業」した場合と明記されており、この趣旨を踏まえた対応が必要ではないか。
 - ・ 具体的には、該当する分野の専門的な学習を行うこと及び国家資格を取得することが求められることから、介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した者を想定することが適当ではないか。

論点と考え方(2/2)

- 在留資格が認められることとなる介護福祉士資格を取得した外国人の就労場所について、どのように考えるか。
 - ・ 「専門的・技術的分野」の一つとして、介護分野の国家資格取得者に在留資格が付与されるものである一方、介護という業務の特性を踏まえ、単独でサービスが提供されることが基本となる訪問系サービスについては、外国人労働者の人権擁護や適切な在留管理等の観点も含め、検討する必要があるのではないか。
 - (参考)EPA介護福祉士については、適切な在留管理等の観点から、資格取得後も訪問系サービスに従事することはできないこととされている。

- 外国人留学生が介護福祉士資格の取得を目指す場合の適切な指導・学習の体制について、どのように考えるか。
 - ・ 介護福祉士養成施設における指導体制の在り方について、どのように考えるか(指導員の配置等)。
 - ・ 留学生のための適切な学習環境を確保する観点から、どのような点に留意することが求められるか。

○看護師等養成所の運営に関する指導要領(抄)

(平成13年1月5日健政発第5号)

第3 学生に関する事項

5 外国人の留学生の受入れ

- (1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。
- (2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。
- (3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。
 - ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。
 - イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。
 - ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。
 - エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。
 - オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでないこと。

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約71.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約13.3万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。

→「高度に専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」

「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

②身分に基づき在留する者 約31.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらに在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約13.7万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約0.8万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約12.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間等以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識 ・国際業務	企画、営業、経理などの事務職 英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で 上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計 業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究 教育	政府関係機関、企業等の研究者 高等学校、中学校等の語学教師

- ・・・「大卒ホワイトカラー、技術者」
- ・・・「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
- ・・・「高度に専門的な職業」

※外国人雇用状況届出(平成25年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

①国家資格取得者への在留資格等

②その他(諸外国の看護師資格取得者について)

論点と考え方(1/3)

【前提】

- 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)において、
「介護分野での国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等」として、「我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。」とされているが、この中で、諸外国の看護師資格取得者が我が国の介護分野で就労できるようにすることを検討すべきとの提案があった。
- 現状において、諸外国の看護師資格取得者(以下「外国人看護師」という。)が、日本の介護分野で就労することが想定される場合の在留資格としては、「身分に基づき在留する者」及び「特定活動(EPA介護福祉士候補者・EPA介護福祉士)」がある。
 - (※)EPA介護福祉士候補者要件のうち、(イ)に該当
 - (ア)高等教育機関(インドネシアは3年以上、フィリピンは4年生大学以上)+政府による介護士認定
 - (イ)看護学校卒業
 - (注)ベトナムは(イ)のみ(看護課程修了)
- (※)外国人看護師が日本の看護師の国家試験を受験するための仕組み(履修した教育内容、日本語能力証明書等を提出し、個別に申請)がある。また、看護師資格を取得した場合、日本国内で就労するための在留資格として「医療」がある。

論点と考え方(2/3)

【論点と考え方】

- 検討するに当たり、そもそも、諸外国の看護師資格取得者が我が国の介護分野で就労できるとした場合、どのような在留資格が想定され得るか。それらを根拠づける合理的な理由があると考えられるか。
 - ・ 「専門的・技術的分野」としての介護分野における在留資格を想定とした場合、外国の看護師資格を取得していることをもって、介護福祉士資格を取得した外国人と同等の知識・経験・能力を有していると考えられるか。
 - ・ 他方、「専門的・技術的分野」と評価できない場合、特例的かつ限定的な枠組み(「特定活動」)を設けるのに足りる喫緊の政策的な要請があると考えられるか。

※介護人材の確保については、今後、「総合的な確保対策」を明らかにし、必要な人材の確保に向けた方策を講じていくことを予定しているところ。

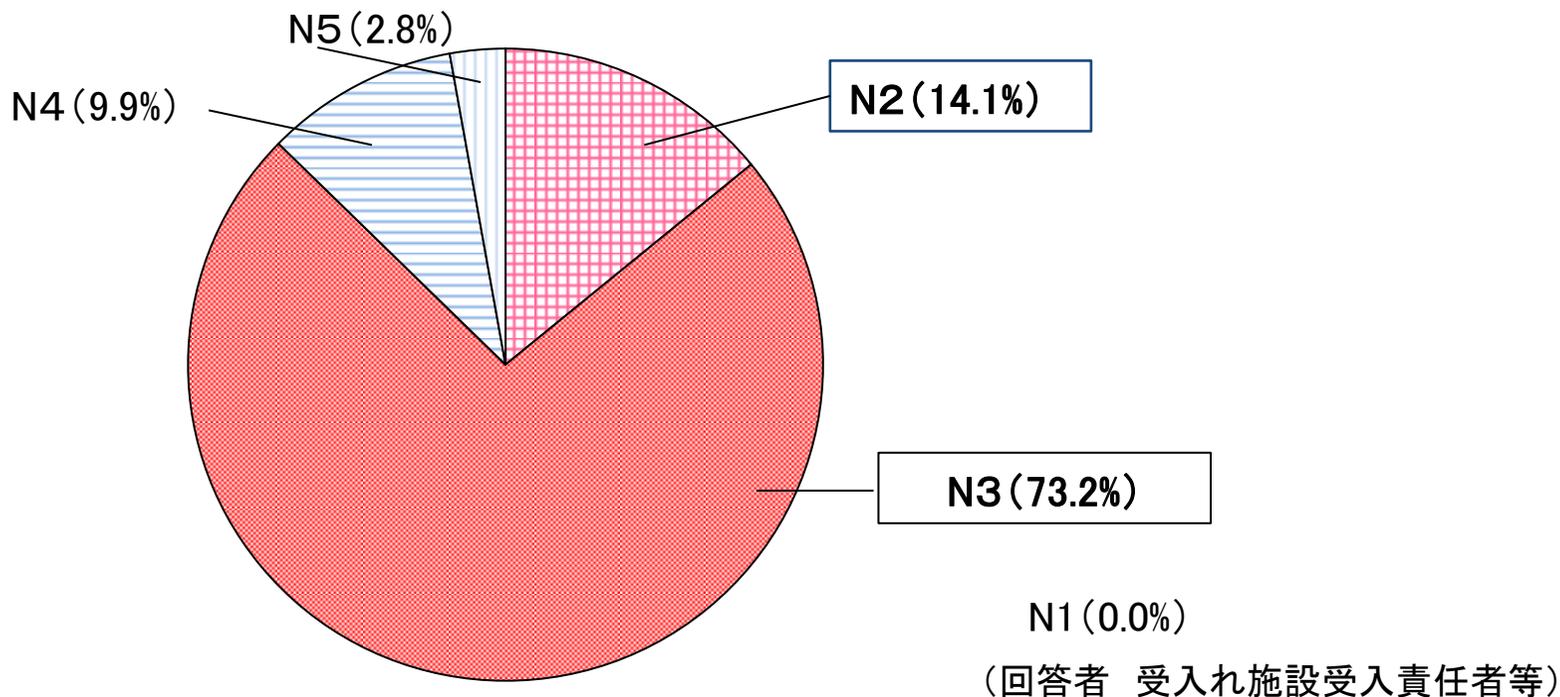
論点と考え方(3/3)

- 外国人看護師が、実態的に、日本国内で直ちに介護業務に従事するために必要な知識・技術を有していると考えられるか。
 - ・ 「介護」の概念や業務が国によって区々であり、未発達のことも多い現状を踏まえると、各々の国における看護師資格をもって、必要な能力を有していることとみなすことは困難ではないか。特に、「専門的・技術的分野」における在留資格を付与するとした場合、現在、制度設計の検討を行っている外国人留学生の介護福祉士資格取得者が有する能力と同等のものを有していると考えられるか(再掲)。
 - ・ 介護サービスの質の担保、利用者の安心の観点から、一定程度の日本語能力が求められるが、それがどのように担保され得るのか

- 外国人看護師が日本国内で直ちに介護業務に従事することについて、現時点において、日本の介護現場にニーズはあるか。
 - ・ 他国での看護師資格を有していることをもって、直ちに介護業務に従事することが期待されているか
 - ・ 現在、介護分野における外国人の活用について、技能実習や介護福祉士資格を取得した外国人留学生についての検討が進められている中、同時並行で検討を進めることが必要と考えられるか

- 外国人看護師が、日本で介護業務に従事することについてのニーズはあるか
 - ・ 日本の介護分野で就労することについて、外国人看護師側に就労意欲は見込めるか

○ EPA受入れ施設の約9割が、日本語能力試験「N3」レベル以上を求めている。



【参考】日本語能力試験認定の目安について

- ・ N1…幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- ・ N2…日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N3…日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N4…基本的な日本語を理解することができる。
- ・ N5…基本的な日本語をある程度理解することができる。